

議案第4号

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和6年人事院報告により「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目として、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について国家公務員において改正がなされることに伴い、本町においても所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成6年里庄町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第15条第1項に規定する要介護者」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員」に改め、「当該要介護者を介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第15条第1項中「届け出」を「届出」に改め、「その他規則で定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年里庄町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。